

## 八街市公益通報に関する事務処理要綱

平成18年11月21日

告示第204号

(趣旨)

第1条 この要綱は、公益通報者保護法(平成16年法律第122号。以下「法」という。)に基づく外部の労働者等からの公益通報を適切に処理するため、公益通報に係る事務処理について定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において使用する用語は、法において使用する用語の例による。

2 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めることによる。

- (1) 労働者等 法第2条第1項各号に掲げる者をいう。
- (2) 通報 労働者等が知り得た違法又は不当な行為に関して行われる不正の是正又は防止のための公益通報をいう。
- (3) 通報者 通報を行う労働者等をいう。

(通報窓口の設置等)

第3条 市長は、労働者等からの公益通報及び公益通報に関する相談に応じる窓口(以下「通報窓口」という。)を総務部総務課(第3項において「総務課」という。)に設置する。

- 2 通報窓口に通報窓口担当職員(以下「通報窓口担当」という。)を置く。
- 3 通報窓口担当は、総務課に属する職員の中から、総務課長が指名する。
- 4 通報窓口担当その他公益通報の処理に従事する職員(次項において「公益通報従事職員」という。)は、当該職務に関して知り得た秘密を他に漏らしはならない。その職を退いた後も同様とする。
- 5 公益通報従事職員は、自らが関係する公益通報の事案の処理に関与してはならない。

(通報の受付)

第4条 通報窓口においては、通報対象事実が生じ、又はまさに生じようとしている場合における通報を受け付けるものとする。

2 通報の受付は、法第3条第2号イからニまでに掲げる事項を記載した書面（電子的方式、磁氣的方式その他人の知覚によって認識することができない方式で作られる記録を含む。）の提出によるものとする。ただし、通報対象事実を客観的に証明できる資料がある場合は、この限りでない。

（教示）

第5条 市長は、前条の規定により通報を受け付ける場合において、当該通報に係る通報対象事実について市が処分又は勧告等をする権限を有していないと認めるときは、通報者に対し処分又は勧告等をする権限を有する機関を教示するものとする。

（受理等の通知）

第6条 市長は、通報を受けたときは、公益通報受理・不受理決定通知書（別記様式第1号）により通報者に対し遅滞なく通知しなければならない。

（調査の実施等）

第7条 市長及び他の任命権者（以下「市長等」という。）は、前条の規定により通報を受理したときは、必要な調査を行わなければならない。

2 調査に当たっては、通報者の秘密を守るため、通報者が特定されないよう十分に配慮しつつ、遅滞なく必要かつ相当と認められる方法で行うものとする。

（措置の実施等）

第8条 市長等は、調査を行った結果、通報対象事実があると認めるときは、速やかに法令に基づく措置その他適切な措置（以下「措置」という。）を講じなければならない。

2 市長等は、是正措置等をとったときは、その内容を適切な法執行の確保、利害関係人の営業の秘密、信用、名誉及びプライバシー等に配慮しつつ、公益通報調査結果及び是正措置等通知書（別記様式第2号）により通報者に対し遅滞なく通知するよう努めるものとする。

（措置の実効性の確認）

第9条 市長等は、通報の処理が終了した後、措置が十分に機能していることを適切な時期に確認し、必要があると認めるときは、新たな是正措置その他の改善を行うものとする。

(通報者の保護)

第10条 市長等は、通報者が通報を行ったことにより解雇その他の不利益な取扱いを受けることのないよう、当該通報の処理に当たって当該通報者の個人情報（個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第2条第1項に規定する個人情報をいう。以下同じ。）の保護その他権利利益に十分に配慮しなければならない。

(補則)

第11条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、公示の日から施行する。

附 則（令和6年1月26日告示第13号）

この告示は、公示の日から施行する。

別記

様式第 1 号（第 6 条）

年 月 日

様

八街市長

公益通報受理・不受理決定通知書

（受理の場合）

年 月 日にあなたから受けた公益通報は、年 月 日付けで公益通報として受理することと決定したので、八街市公益通報に関する事務処理要綱第 6 条の規定により通知します。

（不受理の場合）

年 月 日にあなたから受けた公益通報は、次の理由により年 月 日付けで不受理と決定したので、八街市公益通報に関する事務処理要綱第 6 条第 1 項の規定により通知します。

不受理の理由

様式第 2 号（第 8 条第 2 項）

年 月 日

様

八街市長

公益通報調査結果及び是正措置等通知書

八街市公益通報に関する事務処理要綱第 8 条第 2 項の規定により、以下のとおり通知します。

公益通報受理日		
件 名		
調 査 期 間	年 月 日から 年 月 日まで	
調 査 結 果	通報事実の有無	<input type="checkbox"/> 通報事実あり <input type="checkbox"/> 通報事実なし
是正措置の内容		
その他参考事項		